

死刑制度に関する情報開示を実現させ、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言

我が国では、死刑制度が存置されており、2013年には8人の死刑が執行された。2009年からは裁判員制度が実施され、国民から選ばれた裁判員が死刑判決に関わるようになったが、未だ死刑制度について十分な議論が尽くされているとは言えない。

日本弁護士連合会は、2011年10月7日に香川県で開催された第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択し、国に対し、死刑廃止について全社会的な議論を開始すること、及びその議論の間、死刑の執行を停止することを求めてきた。当連合会の所属单位会もそれぞれ、日本弁護士連合会の死刑廃止検討委員会に委員を派遣し、死刑廃止について全社会的議論を深めていくための活動を行ってきた。

我が国が死刑を存置し続けることについては、多数の問題点が存在している。まず、死刑の廃止は国際的な趨勢である。2013年12月31日現在、死刑存置国は58か国であるのに対し、廃止国は、事実上の廃止国も含めると140か国にも及ぶ。また国は世論調査で死刑制度が支持されていると主張するが、この調査結果について質問方法の問題等が指摘されている（「死刑制度に関する政府の世論調査に対する意見書」日弁連、2013年）。死刑が残虐であるかどうかについても複数の事件で論点とされてきた。死刑判決が誤判である可能性も否定できず、本年3月には、袴田事件の再審開始決定において捜査機関による証拠の捏造の可能性が指摘され、強い非難がなされたところである。

これらのことを考えるとき我々は、今こそ死刑の執行を停止した上で、死刑の廃止についての全社会的議論を進めていくべきである。しかし、現在はそのために必要な情報が明らかにされていない。例えば、死刑確定者の中から次回に誰を執行するのかの決定方法、絞首刑を執行する際の具体的な手順、被執行者の絶命までに要した時間、精神障害や拘禁反応が生じている死刑確定者の人数とその状態などは国民が知るべき情報であるにもかかわらず、政府は公開し

ていない。これらが明らかにされない限り、国民は、死刑制度とはどのようなものなのかも知らないままである。どのように死刑確定者の生命が絶たれるのか、公平に運用されているのか、人道に反する点はないのか、といった点について具体的な情報を隠されたままで国民が死刑制度の存廃について的確な判断をすることはできない。

また、国民はこれまで国の中でも重要な問題である死刑の存廃等の刑事政策の是非を考えるために必要な教育を受ける機会を持たなかつた。これらについての議論を進めるために、この国の将来を担う子どもたちに法や司法制度の基礎となつている価値を理解し法的に考えるための教育が必要である。

そこで当連合会は、次の項目を実施することを宣言する。

1. 国に対して、死刑制度についての情報を広く公開するよう求めていくこと。
また、直ちに死刑の廃止について全社会的な議論を開始し、その議論の間、死刑の執行を停止するよう求めていくこと。
2. 死刑制度や犯罪者の処遇について考えるための法教育プログラムを作成し、今後制度を検討すべき立場になる子どもたちに死刑存廃等の刑事政策の是非について考える機会を提供すること。
3. これらを実現するために、当連合会に死刑廃止について検討するための委員会もしくはプロジェクトチームを設置すること。

2014（平成26）年11月14日
四国弁護士会連合会